

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に、「第9条」を「第16条」に改める。

第2条第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第5号中「奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

第3条を削る。

第4条中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第3項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条を第4条とする。

第6条中「第3条第4項」を「第5条第4項」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第6条第6項」の次に「又は条例第5条第6項」を加え、同条を第6条とする。

第8条中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。